

附属書九（第十章関係） 第十・八条3に規定する措置に関する留保

第一編 日本国の表

1　日本国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関して日本国が付する留保について、第十・八条3の規定に従つて記載するものである。

- (a) 第十・三条
- (b) 第十・四条
- (c) 第十・七条

2　留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものと、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3 留保の解釈に当たつては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

留保の種類	産業分類	小分野	分野	一
内国民待遇（第十・三條）			全ての分野	
特定措置の履行要求の禁止（第十・七條）				

現行の措置	概要	二	
		現行の措置	概要
分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要	現行の措置	概要
内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条） 指定された企業又は政府機関（以下この表において「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。  (a) モンゴル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。  (b) モンゴル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。  (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	現行の措置	二

	四	三
	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 内国民待遇（第十・三条） 最惠国待遇（第十・四条） 補助金については、モンゴル国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えないことが できる。
	内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）  日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	全ての分野

分野 小分野 産業分類 留保の種類	五
六 小分野 分野 産業分類 留保の種類	六 内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第一十七條及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
概要 現行の措置 産業分類 留保の種類	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第一十七條及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

現行の措置	概要	留保の種類	分野	産業分類	
				JSIC	JSIC
			漁業	○三一	海面漁業
			領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業	○三二	内水面漁業
			小分野	○四一	海面養殖業
			漁業	○四二	内水面養殖業
			小分野	八〇九三	遊漁船業
	内国民待遇（第十・三条）		漁業	J S I C	J S I C
	最恵国待遇（第十・四条）		領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業	○三一	海面漁業
	特定措置の履行要求の禁止（第十・七条）		内水面漁業	○三二	内水面養殖業
	日本国は、領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		海面養殖業	○四一	内水面養殖業
	この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関する次の活動を含む。		遊漁船業	○四二	遊漁船業
(a)	水産資源の採取を伴わない調査				
(b)	集魚				
(c)	漁獲物の保藏及び加工				
(d)	漁獲物及びその製品の輸送				
(e)	漁業に使用される他の船舶への補給				
外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条规定					

九				
分野				
土地取引に関する事項	概要 現行の措置	留保の種類 内国民待遇（第十・三条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百一十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第一百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第五章及び第八章	八 小分野 産業分類 JSIC 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 JSIC 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） JSIC 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） JSIC 三八三 有線放送業	八 分野 情報通信業 放送業

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条  
 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条  
 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

十		小分野 産業分類 留保の種類	
現行の措置	概要	現行の措置	概要
小分野 産業分類 留保の種類	分野	外國人土地法（大正十四年法律第四十一号）第一条	内国民待遇（第十・三条） 最惠国待遇（第十・四条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。
現行の措置	概要	外國人土地法（大正十四年法律第四十一号）第一条	内国民待遇（第十・三条） 最惠国待遇（第十・四条） 特定措置の履行要求の禁止（第十・七条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

(第一編は、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)